

編集・発行 / 酒々井町議会
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央台4-11
☎043(496)1171

しすい

五穀豊穰を祈って

7月に県及びび町の無形文化財に指定されている墨地区(15日)、馬橋地区(19日)の獅子舞が奉納されました。

両地区とも地元獅子講を中心に素晴らしい舞が演じられ、今年も五穀豊穰が期待されます。

墨地区の獅子舞



馬場地区の獅子舞



「プリミエール酒々井」に関する条例を制定・・・P2

「三位一体の改革」に関する意見書を関係機関に送付・・・P5

一般質問

市町村合併に質問集中・・・P6~8

公共交通システムの検討状況は・・・P13



平成15(2003)年8月3日発行

6月定例会

「プリミエール酒々井」に関する条例を整備

本年の9月中旬の開館に向けて

酒々井町議会は定例会を6月10日から17日までの8日間の会期で開きました。

この定例会では、プリミエール酒々井に関する条例の制定や町手数料条例の一部改正など条例案6件、各会計補正予算案4件、一部事務組合に関する協議案1件、人事案1件が町長より提出され、審議した結果、それぞれ原案のとおり可決・同意されました。

また、議員発議が1件あり、『三位一体の改革』の早期実現に関する意見書」について、可決されました。

なお、今定例会で審査された請願2件につきましては、閉会中の継続審査となりました。



住民の使用に十分配慮された「プリミエール酒々井」内の文化ホール

条例

プリミエール酒々井の設置、管理及び職員に関する条例の制定 (全員賛成)

プリミエール酒々井の開館に伴い、施設の設定及び管理等所要の条例を制定するもの。

酒々井町立図書館設置条例の制定 (全員賛成)

プリミエール酒々井内に設置する図書館について図書館法の規定により条例を制定するもの。

町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例(全員賛成)

特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(全員賛成)

平成15年度の税制改正により、特別土地保有税の新たな課税を停止し、免除土地に係る納税義務を免除する際の特別土地保有税審議会への付議要件が廃止されたため、特別土地保有税審議会を廃止しようとするもの。

また、これに伴い同審議会に関する委員報酬等について削除するもの。

町手数料条例の一部改正 (賛成多数)

住民基本台帳法の改正により



開館時には4万冊が準備される町立図書館(「プリミエール酒々井」内)

住民基本台帳ネットワークシステムにおける住民基本台帳カードの交付及び住民票の写しの広域交付等が平成15年8月25日より実施されることに伴い、新たに住民基本台帳カードの交付手数料の制定や、住民票等の交付手数料の見直しをするもの。

町使用料条例の一部改正 (全員賛成)

プリミエール酒々井の開館に伴い、文化ホール等の施設の使用料を定めるもの。

印旛衛生施設管理組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議 (全員賛成)

質疑

引地議員 プリミエール酒々井の設置、管理及び職員に関する条例について、文章表現上、不適切な部分がある事から、一部を改めるべきと思うが如何か。

総務課長 法制担当課として問題がないと判断している。

菊地議員 町手数料条例の一部改正について、この経済情勢の中、住民基本台帳カードを500円にすることや住民票の写し等を300円に値上げにするならば、他の支出を減らすべきだと思つが如何か。

住民課長 住民基本台帳カードの原価は1,400円であり、国からの手数料の目安が出てい

る。住民票の写しの原価は人件費を除き582円程度かかつており、受益者負担の原則から、一定程度の負担はお願いしたい。

森本議員 町手数料条例の一部改正について、住民票の写しなどの交付手数料が改正されるが、住民基本台帳カードを使用した場合の金額は何か。

住民課長 住民基本台帳カードの有無に関係なく同一の手数料である。なお、カードがないと広域交付ができない。

平澤議員 町使用料条例の一部改正について、プリミエール酒々井の施設を利用する際の使用料の明細化について何つ。

庶務課長 今後規則により明示する。

補正予算

一般会計補正予算(第1号) (全員賛成)

既定の歳入歳出予算56億8,844万1千円に歳入歳出それぞれ6,701万円を増額し、総額を57億5,545万1千円にしようとするもの。

補正の主な内容は、コミュニケーションセンター助成事業の採択

が決定した東酒々井地区のコミュニケーションセンター建設のための補助金3,000万円のほか、4月の人事異動に伴う各科目の組み替えなど。

下水道事業特別会計補正予算(第1号) (全員賛成)

既定の歳入歳出予算4億8,657万7千円に歳入歳出それ

老人保健特別会計補正予算(第1号) (全員賛成)

既定の歳入歳出予算11億1,320万8千円に歳入歳出それぞれ790万3千円を追加し、総額を11億2,111万1千円にしようとするもの。

補正の主な内容は、平成14年度医療費等交付金の精算に伴い、

水道事業会計補正予算(第1号) (全員賛成)

既定の収益的支出を217万1千円減額し、5億2,685万4千円とし、資本的支出を8,422万9千円減額し、2億5,575万2千円としようとするもの。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,



住民基本台帳ネットワークシステムを支える住民課窓口

826万2千円を2億2,983万3千円に改め、補てん財源として当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額599万7千円を599万9千円に、過年度分損益勘定留保資金2億3,226万5千円を2億2,384万3千円にしようとするもの。

収益的支出、資本的支出いずれも、人事異動に伴う人件費の補正。

質疑

山口議員 一般会計補正予算(第1号)の、新設する東酒々井コミュニケーションセンターの詳しい内容はどのようなものか。

福祉課長 鉄骨2階建て、床面積213.3㎡となる予定である。

原議員 一般会計補正予算(第1号)について、都市開発基金の内容で目的を伺う。

財政課長 JR酒々井駅西口に建設中のマンション業者より、将来的に負担が発生する部分を預かるものであり、寄附金として協議し、負担金を決め納入されたものを積み立てるもの。2回払いであり、もつ一回納入される予定である。

委員会での審議内容

総務

常任委員会

6月定例会の会期中の6月12日に開催されました。

委員会に付託された議案は3件であり、審議の結果、それぞれ可決すべきものと決定しました。

議案第8号 一般会計補正予算(第1号)の主な質疑
・コミュニティー施設の建設補

助金について

教育民生

常任委員会

6月定例会の会期中の6月12日に開催されました。

委員会に付託された議案は6件と請願が2件であり、審議の結果、議案6件については、それぞれ可決すべきものに、請願については、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。(請願審査結果参照)

議案第4号 町手数料条例の一部改正の主な質疑

・住民票の写しの交付方法や手数料について

議案第5号 町使用料条例の一部改正の主な質疑

・プリミエール酒々井の使用料について

経済建設

常任委員会

6月定例会の会期中の6月13日に開催されました。

委員会に付託された議案は4件であり、審議の結果、それぞれ可決すべきものと決定しました。

議案第11号 水道事業会計補正予算(第1号)の主な質疑

・資本的支出分野の職員の増減について



8月25日より本格可動する住民基本台帳ネットワークシステム

請願審査結果

請願番号	件名	請願者	付託委員会	委員会での審査の結果	本会議での審査の結果
請願第3号	放課後児童クラブ(学童保育)設置を大室台小学校内に求める請願	泉水みさお氏	教育民生常任委員会	閉会中の継続審査	閉会中の継続審査
請願第4号	乳幼児医療費国庫負担制度の創設を求める国への意見書採択のお願い	新日本婦人の会 千葉県本部 会長 浅利勝美氏	教育民生常任委員会	閉会中の継続審査	閉会中の継続審査

行政報告

生涯学習複合施設については、平成14年4月から建設工事を開始し、本年5月末に本体工事が完了、6月中には外構部分を含め施設全体が完成する運びとなっており、本議会において施設名「プリミエール酒々井」として、機関連設等をお願いするところです。

現在、施設では9月中旬のオープンを目指し、図書館では4万冊の本の整備、文化ホールではオープニングコンサートの企画など、町の新しい生涯学習拠点施設となるよう準備を進めています。

います。

また、開館後の施設運営についても、町民の利用に配慮できるように努めてまいります。



新しい収入役

押しお かん 完氏の選任に同意



押尾 完氏

収入役の選任につき同意を求めることについて

(賛成多数)

町職員として豊富な経験を
持つ押尾完氏を選任することに同意の意思です。

意見書を提出

6月定例会において、議員発議として意見書案が提出され、採決の結果、全員賛成により可決となりました。可決された意見書は、関係機関に送付しました。

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。

このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応しいものに切り替えていくことにあると考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第2弾」に基づき経済財政諮問会議において6月末を目途に改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念の実現を基本に捉えて推進していくべきものとする。

そのためには、歳出面において国の関与の廃止・縮減により地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を上げていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、また、その際、三位一体の改革は同時併行で一体のものとして相互にバランスを図りながら進めていくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月17日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣
財務大臣 地方財政政策担当大臣 地方分権改革推進会議議長 〆

千葉県印旛郡酒々井町議会

一般質問

町の
考え

そこが知りたい

6月定例会の一般質問は、16日・17日に13名の議員が市町村合併問題、公共交通システム、行財政問題等、行政全般にわたり今後の対応策などについて、活発な質問を行いました。

市町村合併

合併しなければ町民ニーズに対応できないのか

今後も一層の行財政改革が必要

森本議員 市町村合併について、次の点を伺う。

1、町長が言われる、合併する

なら佐倉市との意見。ならばが曖昧であつて、町長は酒々井町としての最後の首長になる覚悟か、それともまだ国の動向を見極める必要があると判断するのか。

2、今一度、町民の意見を聞くことが重要と考える。町民が合併を望むケースとして、効率的な行政の展開などが考えられるが、これは町が合併しなければ解消できないのか。考えられる方策は何か。

3、町の将来を見据えると、合併するなら、栄える東京に向かって西側に付くことが第一条件である。従つて、成田市との合併を望むが、同市との対等合併に向けた方策として、富里市とも早々に協議に入るべきと思つが如何か。

4、国債残高等の現状からして、国は、国庫支出金の削減や地方交付税交付金交付対象自治体を減らしたいがために合併が必要であると唱えているが、これについて如何か。

5、佐倉市とは合併についてどの程度進めているのか。また佐倉市と合併すると、都市計画道路の未完成部分である跨線橋の建設など現状の町の都市計画はどのように実行していくのか。

町長 市町村合併は、単にどこを合併したらメリットになるとかデメリットになるとかではなく、共有できる将来が構築できて住民の理解が得られる、といった基本的な部分で互いの自治体が合意することにより成し得るものである。空港騒音地域の自治体が成田市との合併を望むのは、都市基盤整備の遅れや騒音等の共通課題があり、将来

にわたり共にまちづくりをしていくことが必要であるとの認識からと思われ。

一方、当町の基本的な都市基盤整備等の状況は県内でも劣るものではなく、行政の効率性でも平均値にあり、現状では比較的健全な自治体となつているものの、今後も一層の行財政改革が必要と考へている。

なお、緑豊かな環境や交通の利便性等は、当町の誇りであり、行政と住民の相互の目が行き届き、住民の声を行政に反映させ、実行してきたからだと認識している。

合併を選択する場合における提言にあるような傾向が表れる地域は、駅や道路等が整備され交通の利便性が確保できるところである。当町は首都圏近郊整備地帯に属し国際空港に隣接鉄道3線4駅があり、国道2路線が町の中を縦断している。更には東関東酒々井インターチェンジの設置や酒々井南部地域の開発計画、国指定の史跡整備計画への取り組みなど、他の地域にはない可能性を有した地域である。

まちづくりの基本となる都市

計画については佐倉都市計画として決定されたものであつて、佐倉市と合併をしたとしても何ら変更はない。佐倉市との合併に関する勉強会は今後も続けていきたいと考える。また、富里市からも相互の事務事業についての勉強会の開催に向けて打診があり、現在、その洗い出し作業を進めているところであるが、富里市との勉強会は直ちに合併に向けての研究につながるものではないと考へている。

なお、将来構想として、歴史的にも行政的にもつながりの強い地域が、より大きな形で再編されていく可能性はあつても良いと考へている。

地方制度調査会の中間報告がまとめられたばかりで、市町村合併に対する国等の動きにはまだまだ流動的なものがあるものの、国債残高等を減らすために地方の数を減らすという考え方は受け入れがたく、多くの反対意見が出ているところである。

町では市町村合併に関する地域座談会を計画しており、その場で出た町民の考えを集約し、必要があれば新たな施策を検討していきたいと考へている。

町長の発言の根拠は

まちづくりの1つの選択技である

引地議員 市町村合併問題について、次の点を伺う。

1、先の町長の二度にわたる合併についての発言は、如何なる根拠で町民に開示するべき言与真はあるのかどうか。

2、合併の時期については、いつを考えているのか。

町長 自立とともに市町村合併も一つの選択技であつて、その相手として佐倉圏のほかに成田圏もなはない。今後、地域座談会を通じて資料を提示するなどして、多くの町民の意見を集約していきたい。

一方、町の行政水準は悪くはなく、自立していくのも一つの選択技だが、町の人口や財政規模等からして今後も自治体としてやっていけるのかどうか検討せざるを得ない。

佐倉圏については、まちづくり計画での一つの選択技であつて、政治、経済を通じて歴史的にも一体的な歩みの下に発展してきた。町民生活にしても直結

しており、行政的な背景においても、それに係わる先行投資なども既に実施している。これらを踏まえると、現実の問題として、合併によって新たな住民負担が生じることがあつてはなら

早急に町民に判断を仰ぐ資料提示を

実施していきたい

永井議員 今般の町議会議員選挙で、町民の市町村合併に対する要望の大きさが明らかとなった。町としては、その実現に向けて、町民の判断、意志を求

めるための積極的、公平な資料の提供など施策を進めるべきと思つ。早急な対処を望みたい。

町長 町議会議員選挙を通じて、市町村合併に対する町民の認識は深まってきたと思われ。適確な資料の提供については、近隣市町村の状況等の情報も収集して、地域座談会の開催と平行してできるだけ早い時期に実

して、合併するからには町の存在を生かしていくことが必要であり、町民が幸せになるものでなければならぬと考えている。

成田圏については、騒音問題等が共通の課題であつて、当町は騒音区域に入っていない。また、周辺の自治体を含めると、インフラ整備などの面で大きな課題がある。

施していきたい。

総務課長 地域座談会については行政連絡員にも依頼しており、開催の際には、できるだけ資料を提示していきたい。



消費者と生産者の交流が図られる朝市

合併で国の危機的状況を打開すべきではないか

今はまちづくりに努力していくべき

秋本議員 市町村合併について、次の点を伺う。

1、市町村の権限が合併によって強化されてくれば、最終的の地方自治行政財政改革目標としての国と従来の都道府県を整理・統合した道州

市町村になることが政府案で確認されている。この方向で国の行政財政の危機的状況の打開を図るべきであるが、

如何認識しているか。

2、我が国の憲法学会の通説的見解では、現在の政府の合併推進の方向性に異論を唱えることは、法理的に無理があることになるが、如何か。

3、富里市、栄町と共同歩調を取りつつ、成田市との隣接の強みと将来性を生かして合併に踏み込むべきであるが、如何か。

町長 第4次総合計画・第2期基本計画により21世紀の酒々井町が豊かな未来を築くためのまちづくりを進めており、今は町民・議会とともに努力していくべきと考えている。

市町村合併はまちづくりを進める上での選択技の一つとして引き続き検討していく。



整然とした新街区

町民の意見吸収の方針は 地域座談会の開催を考えている

菊地議員 町の将来像と町長の方針について、次の点を伺う。

1、現時点における町長の市町村合併に対する方針について

2、町民の意見を吸収する町長の方針について

町長 市町村合併は今後のまちづくりを進めていくうえで大きな選択枝の一つであり、町民の皆様とは地域座談会の開催等を通して意見等を収集していきたいと考えている。

3月議会等では行政全般の中で合併問題について触れたのであって、佐倉市に対しては、具体的にはアクションを起こしていないが、事務段階では資料収集等を進めている。

選挙結果については、選挙を通じて市町村合併問題が町民に深い認識と理解が行き渡ってきたものと認識していることから、これを視点に捉えて対応していきたい。

総務課長 佐倉市とは秘書室のまちづくり政策担当と当町総務課が佐倉市役所にて協議を行っている。

説明会については、広報紙に

行財政

地方国・県の影響を受けているのではないか

互いに協力し合って住民福祉の向上に努める

岩澤議員 町長の政治姿勢について、次の点を伺う。

1、地方分権といいながら国・県の動向に影響を受けているが、町長としての考え方を明らかにすべきではないか。

2、市町村合併問題が議論されている中で、町づくりに関心をもたれている。町民参加の町づくりとはどういうことなのか。町民にわかりやすい具

体化が必要ではないか。

町長 1、自らの考えと責任で地域の課題に取り組む地方分権は実行の段階を迎えており、国と

掲載し、要望があればいつでも行くこととしており、要望に基づき、本年2月23日、上岩橋大鷲自治会、4月30日、町婦人会で、県の資料である「市町村合併を考えよう」に基づいて実施している。なお、6月下旬から地域座談会の開催を考えている。

地方は互いに協力し合って住民の福祉向上等に努めていかなければならないものと認識

ケーブルテレビ町政情報としての活用は

財政状況を考慮して検討したい

越川議員 情報化について、次の点を伺う。

1、ケーブルテレビの加入件数について。また、普及促進を町はどのように考えているのか。

2、新たな町政情報として活用していく考えはないか。

町長 事業者によると、4月末現在でコミュニティチャンネルを含めた契約世帯数は500世帯であり、更に増加中とのことである。これに、電波障害地域の東酒々井、中央台、上岩橋などの接続世帯を加えると、全体で3,500世帯、加入率は

約44%となる。

ケーブルテレビは、通信インフラの一つとしてのインターネット接続サービスや新たな行政情報提供システムとしての利用が見込まれていることから、第2期基本計画でも新たな行政情報手段として積極的に活用することとしているので、財政状況を考慮して、検討していきたい。



好評を得ているケーブルテレビ（JR酒々井駅自由通路）

公共施設での全面禁煙を

喫煙者と非喫煙者の相互の立場の尊重が必要

山口議員 タバコを吸わない人の受動喫煙を防ぐ措置を公共施設の管理者に義務付けた「健康増進法」が施行された。町では健康ビジョンを立ち上げ健康都市の宣言が考えられていることから、宣言にふさわしいものとするため、次のことを伺う。

- 1、役場庁舎内での全面禁煙。(灰皿全面撤去)
- 2、公民館等公共施設での全面禁煙

禁煙

町長 役場庁舎内での喫煙対策については、「健康増進法」に

より、積極的に取り組む必要があると考える。

現在、町衛生委員会において職員に対して実施した喫煙対策に関するアンケート調査を集中中であると報告を受けている。

今後、アンケート調査の結果等を踏まえた衛生委員会の答申が出ると思うが、喫煙対策を有効なものにするためには、喫煙者と非喫煙者が相互の立場を尊重して推進することが必要であると考える。



喫煙マナーをまもりましょう

有事関連法制3法案の認識は

法律に従い対応しなければならない

秋本議員 有事関連法制3法案について、次の点を伺う。

- 1、武力攻撃事態に対する、国と地方の責務や国民の協力が明定されている。町長は、「自治体・酒々井」のトップとして法制化をどう見ているのか。
- 2、国のあるべき方向性が大

きく転換しつつある中で、憲法を「神聖不可侵なもの」として把握すべきではないか、この点如何考えているのか。

町長

1、武力攻撃事態等への対処について、憲法が保障する国民の自由と権利に制限が加えられる場合であっても、その制限は必要最小限のものに限られ、公正かつ適正な手続きの下に行われ、基本的人権に関する規定は最大限に尊重されなければならない。法治国家

に住民 権利と義務を履行し、その国家に安全を保障されているわけなので、その法律に従い、対応しなければならない

いと考える。

2、衆参両院に憲法調査会が設置されているので、その議論を見守りたい。

有事 自治体や町民にどのような影響があるか

今後それぞれの役割が具体化されると思われる

地福議員 有事法制について、自治体や町民にどのような影響があるのか伺う。

町長 今国会で成立した有事法制3法は、政府が対策本部を設置して有事に対応することを定めており、今後整備される国民の保護のための法律により、

国・地方自治体の役割 国民の協力等が具体化されるものと思われる。

町民の生命、身体及び財産を保護するため、法律に従って対応しなければならないと考えている。

都市部 農村部 防災姉妹自治会制度の創設を

前向きに検討したい

越川議員 都市部と農村部の交流を図ることにより、災害時に備えた防災姉妹自治会制度の創設について伺う。

町長 都市部と農村部の交流は防災面においても意義があると考え。防災姉妹自治会制度は、自治会同士が自主的に交流を進め、信頼関係を築く中で、互いに防災意識の高揚が図れることから、前向きに検討していきたい。



町内業者だけでの入札制度の創設を

公平性を欠く恐れがある

江澤議員 町の事業について、次の点を伺う。
1、本年度単独事業の大幅削減の計画により、町はどのような影響を受けるのか。
2、町発注の事業について、町内業者だけでの入札制度の創設や委託の見直しをすべきと思われるが、どのように考えるか。

1、本年度単独事業の大幅削減の計画により、町はどのような影響を受けるのか。
2、町発注の事業について、透明性の確保、公平な競争の促進、不正行為の排除の徹底、工事の適正な施工の確保等の観点から、法令並びに契約関係規程等に基づき執行している。町内業者だけでの入札制度であると、競争性を十分確保しながら健全な業界育成を図るといふ観点からも公平性を欠く恐れがある。

町長
1、当町では平成15年度一般会計予算で2,620万円程度の影響を受けているが、事業内容を精査し住民福祉の後退

地元業者の振興策の一環として、可能な限り町内及び準



法令等に基づき公正・公平に執行される入札

個人情報 職員等に罰則が設けてあるが認識は

プライバシー保護の意識を高めていく

「報道の自由」が尊重される形

町内業者の指名をしており、今回、登録業者のランクの均等化等を図るため、工事種類の一本化、さらに等級については、5段階を3段階に契約規程を改め、6月1日より施行したところである。
また、委託業務についても同様であり、規程の範囲で採用が可能なものについては、今後も引き続き委託していきたいと考える。

秋本議員 個人

個人情報関連5法の行政に關連する問題点について、次の点を伺う。

1、「プライバシー権」と「表現の自由」との等価的調整が最大のポイントであり、違法若しくは不当な取り扱いをした行政機関の職員等に罰則が設けてある。

生活環境

地下水保全条例を制定すべきでは

適正な管理指導を行い汚染防止に努める

で修正され成立した経緯があるが、如何認識しているか。
2、憲法には「政治活動の自由」が明示されていないが、「表現の自由」を内容とする「政治的意見表明の自由」や「政治活動の自由」が、同法で明文で確認されたのは大きな評価に値するが、如何考えるか。
町長 個人情報保護関連5法の成立は、憲法で保障されている「表現の自由」や「報道の自由」、個人の尊重などとの係わりについて、それぞれ国会で十分な議論がされてきた結果であり、行政としては、今まで以上に個人情報の取り扱いに十分配慮し、プライバシー保護の意識を高めていくことが重要であると認識している。

竹尾議員 地下水保全条例制定を提案して1年になる。どう検討してきたか伺う。今年2月に山武町で条例が制定されており、当町でも1日も早く制定すべきと思うが如何か。
町長 「水源保護等の条例」を制定している市町村は、それぞれ市町村の実例に心じて制定されている。
当町における残土の埋立てについては、県及び町の残土

条例のそれぞれの規定に基づき、土砂の採取場所の証明及び土砂が汚染されていないという証明書の添付を、また搬入後についても、地質検査の実施と報告を義務付けしており、残土が汚染されていないか確認している。
今後県及び関係機関との連携協力を図るとともに、残土の埋立ての適正な管理指導を行うことにより、地下水の汚染防止にも努めていきたい。

粗大ごみ回収方法の改善は

有料化・戸別収集により排出量は減少傾向

岩澤議員 粗大ごみの回収方法（シール・袋の販売方法、回収場所等）の改善について伺う。

町長 粗大ごみのシールや袋の販売店については、当初2店舗で開始したが、現在では6店舗としており、今後も必要に応じて対応していきたい。

回収場所については、粗大ご

みの排出を容易にするとともに集積所における不法投棄を防止するため戸別収集としたところである。こうした、粗大ごみの有料化及び戸別収集により、排出量は減少傾向になり、ごみ減量化につながっているものと考えている。



町内6店舗で販売されている粗大ごみの処理券

町残土条例の見直しは

今後も面積要件に応じた許可及び管理指導を行う

平澤議員 県では、残土埋め立ての適正化をより一層推進するため、残土条例を改正し、本年10月1日から施行することとしている。そこで、次の点について伺う。

- 1、町における現状について。
- 2、町独自の施策があるかどうか。
- 3、違法業者に対する県の連携について。

- 3、面積に関係なく管理を徹底するための具体策について。
- 4、土地所有者への罰則等規制

を強化するための必要項目の追加について。

5、過去に実施した立ち入り検査の実績について。

竹尾議員 残土問題について、町内で行われている実態について伺う。

町長 県及び町の残土条例と

も、土砂の崩落、流出を防止するための構造上の基準や災害の発生を防止するための必要な措置、土砂の採取場所とともに、土砂が汚染されていない旨の証明書、搬入後の地質検査の実施と報告が義務付けられるなど、残土が汚染されていないか確認している。

事業区域の面積に基づき適用する範囲については、町条例では埋め立て面積が500㎡以上、3,000㎡未満、県条例では3,000㎡以上が対象となつて

いる。現在、上岩橋及び本佐倉地先の2か所で事業が行われており、それぞれ計画面積が、3,000㎡以上であることから、県の許可、指導に基づき行われている。

県条例改正により土地所有者の責務を強化するなど規定を新たに設けているが、町条例は既

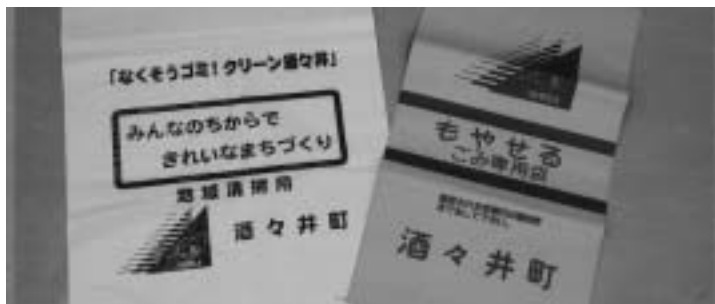
に規定しているところである。

市町村条例の優先適用については、すべてを町において適用することは態勢上も難しいものがあり、今後も、県・町それぞれの条例面積要件の規定に基づいた、許可及び管理指導を行っていききたい。

また、平成13年9月に町が県から立入検査権を付与されて以降、県許可により実施された残土埋立事業ヶ所は、2ヶ所であり、必要に応じた立入検査を実施するとともに、県への報告を行っている。

この度の県条例改正にあたり町条例と比較検討しており、必要に応じた改正を行うとともに、県及び関係機関と協力を図りながら、適正な事業として行われるよう努めていきたい。

生活環境課長 墨地先については、地権者の話をもとに現場確認をしたところ、日中の運搬車両の動きはないことから、残土等の埋立ての確認ができていない。県及び関係機関と連絡調整を図りながら、速やかに実態調査を含めた把握と対応をしていきたい。



現在使用されている町指定ごみ袋(右)と
試験的に採用しているポリエチレン製の地域清掃用ごみ袋(左)

ごみ袋を改善すべきでは

コストや効率等について調査研究する

平澤議員 「ごみ袋の価格の値下げと材質改善について、次の点を伺う。」

1、他市町村との価格差について、(値上げを検討しているのか)

2、塵芥の処理等を共同処理している佐倉市がポリエチレン袋を使用しているのになぜ、

して町は紙袋なのか。

3、材質を改善する研究 検討をしているのか。

町長 町指定ごみ袋は、耐湿クラフト紙の内側に厚さ0.02mmのポリエチレンをコーティングした二重構造になっており、ポリエチレン製と比較すると強度は高いものとなっている。

教育

新しい学校のあり方についての認識は

地域との繋がりを大切にしながら教育に取り組む

秋本議員 文部科学省の中教

審に対する諮問について、戦後の義務教育制度が大きく変わる可能性のある「6・3・3制見直し」をどのように受け止めるか。また、保護者や地域が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」構想や公立学校の民間委託構想など、新しい学校のあり方について如何認識しているのか伺う。

教育長 現在進められている教育改革は、全国的な学力調査や習熟度別指導、少人数指導など教育課程や指導の充実の改善を目指しているものと一方では

就学の機会や就学時期の弾力化、株式会社等による学校の設置、コミュニティースクールの導入など義務教育制度そのもの不在

り方を改善しようとする2方向で検討されている。

当町の小中学校では学校経営説明会や教育三集会を開催し、保護者や地域の方に学校の教育活動を紹介するとともに、広く意見を伺っている。また、酒々井中学校では本年度より3年間、県教育委員会の指定を受け、学校運営に対して保護者や地域の方の意見を聞く機会となる「シスイの子いきいき推進協議会」を設置し、小中学校の連携や学校と地域の連携など、新しい学校運営のあり方について研究を進める「千の葉いきいきスクール事業」をスタートさせているので今後の成果が期待できる。

新しい学校の在り方としてのコミュニティースクールの精神は理解できるが、5月に諮問された

プリミエール酒々井 運営に関する委員会は

教育関係者や学識経験者より選出したい

地福議員 プリミエール酒々

井の運営について、委員の構成

案など運営に関しての準備状況について伺う。
教育長 現在、準備作業を行っているが、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出したいと考えている。



「シスイの子いきいき推進協議会」が設置されている酒々井中学校

かりであり、現段階での導入はまだ早いと考える。しかし今後とも保護者や地域の方の意見を聞き、地域との繋がりを大切にしたい教育に取り組んでいきたい。

交通・防災

公共交通システムの検討状況は

デマンド予約管理システムに着目している

原議員 コミュニティバス検討委員会の現在までの推進状況と方向性及び計上予算の用途について、次の点を伺う。

1、いまだに調査検討の段階であることは特別な理由及び諸事情があるのか。

2、新公共交通システムの導入を推進されるならば、現在までの状況と方向性について。

3、本年度350万円の調査費が予算計上されている。業者に委託するのか、試運転まで推進するつもりなのか予算使途内容について。

平澤議員 地域バリアフリーについて、次の点を伺う。

1、町内を運行する公共交通システムについて

若澤議員 循環バスについて、利用者との検討をどのように考えているのか伺う。

町長 町内を運行する公共交通システムについては、庁内検



実施された公共交通システムに関するアンケート

討委員会にて、近隣市町村の状況等の調査や現行の福祉タクシー制度を基にした比較検討など、様々なケースを想定し、当町に適用したシステムの調査・検討を重ねてきた。この中で、国土交通省の補助事業により実証実験が行われているデマンド予約管理システムを利用した新多目的交通システムに着目していると伺う。

このシステムは、利用者からの電話予約等により利用者の家や行き先を地図上に登録・表示するとともに、タクシー等の位置情報をリアルタイムに取得し、利用状況による最適な運行ルートを決し乗降場所を指示する、乗合タクシー方式によるものである。

このシステムが、当町の地域特性を考慮した方式として運営可能かなど、開発した業者に調査検討業務を委託したところである。

具体的には、高齢化率等を含めた人口や産業の分布等の地域特性調査、既存の交通実態調査

や利用状況調査及び交通需要調査（町民アンケート調査等）などの基礎調査並びにシステム適合性検証、システムで実現する機能・サービスの検討、システム運営方法の検討及び従来の交通システムとの比較検討などの実施計画を策定することとしている。

なお、町民の意見を聞くアンケート調査を含む基礎調査等の結果を踏まえ、更に検討することとしているが、この新しいシステムの導入を決定する場合には、国の補助金の動向にあわせ、適時進めていきたいと考えている。

ふじき野地区 防災体制は 中央台高層マンション

宅地開発者・消防署と協議し体制を整えている

江澤議員 防災体制について、次の点を伺う。

1、現在の消防団員の定数についてどのように考えるか。また、定数削減を検討してはどうか。

2、各分団のOBで地元で商業や農業等に従事し、いつでも出動できる人の活用をして

てはどうか。

3、ふじき野地区の対応と中央台の高層マンションの対応について。

4、防火水槽について、平成15年度からの3ヶ年計画で、本佐倉地先・伊篠地先・酒々井地先の整備が計画されているが、事業計画を前倒しして

も行わなければならない場所があるのか。

町長

1、消防団員の条例定数は207名で、現在202名の実員数となっている。防災体制については万全を期していきたいと考えているので、消防団員の確保については協力をお願いしたい。

2、分団OBでいつでも出動できる人は、是非消防団に再入団し、活動していただきたい。また、消防団と別の自主的な組織ができれば、支援していきたい。

3、消防水利については、宅地開発者及び消防署と協議し、防火対象物から直線で、120m以内という基準に合わせて整備されている。火災時等については、酒々井消防署及び佐倉消防署（はしご車）の出動はもちろん、消防団の出動体制を整えている。

4、40t級の防火水槽を整備する用地が、地元の協力により確保できる場所から実施している。



保健・福祉

保健福祉 サービス 認知・利用状況結果からの対策は

制度の周知を図り利用促進に努める

地福議員 平成15年度からの高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、次の点を伺う。

- 1、保健福祉サービスの認知・利用状況結果からの対策をどのように考えているか。
- 2、緊急通報装置やヤクルト友愛訪問事業の対象者を拡大す
- 3、脳ドックについて、今年度実施の方向か。
- 4、ボランティアセンターの整備について、窓口の社会福祉協議会や福祉センターの場所を含め総合的に検討すべきではないか。
- 5、高齢者や障害者の住宅増築の貸し出し制度の活用推進について、町独自の助成を考



ボランティア活動の支援拠点(社会福祉協議会)

- えて欲しいと思うがいかがか。
- 6、介護保険料の非課税世帯について減免を。
- 7、介護認定者のうち利用しない理由がわからない人についての追跡調査について町長
- 1、広報 ホームページ、便利帳及びパン

フレット等により周知徹底を図っているが、今後とも町、社会福祉協議会及び在宅介護支援センター等と連携を図り、制度の周知を図るとともに利用の促進に努めたい。

- 2、高齢化が進み、利用者が増加する中で対象範囲を拡大することは慎重に対応したい。
- 3、早期の実施は見込めないが、疾病状況の調査結果などを合わせて勘案し、実施時期を検討していきたい。
- 4、活動を支援している社会福祉協議会とあわせて地域福祉を推進する拠点として総合的に検討すべきと考える。
- 5、町だけでの新規事業は厳しい状況であり、千葉県社会福祉協議会で行っている貸付制度等の活用を検討していきたい。
- 6、介護保険の運営において、65歳以上の高齢者や市町村などの負担割合が定められており、負担軽減策は現段階では難しいと考えている。
- 7、認定後も介護サービスを利用していない方は、在宅介護支援センターに依頼し調査及び相談を行っている。

地域バリアフリー基本構想は

総合計画などで推進を目指している

平澤議員 地域バリアフリーについて、次の点を伺う。

- 1、町の地域バリアフリー基本構想について。
- 2、自転車及び歩行者通路について。

町長 1、地域社会のバリアフリー化については、総合計画や高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、健康ビジョンの中でも、その推進を目指すこととしていくことから、生涯学習複合施設「プリミエール

酒々井」についても、千葉県福祉のまちづくり条例に基づく条件を満たすなど十分配慮しているところであり、既存の公共施設でも改修等に車椅子用のスロープや専用トイレの設置、手すりの取り付け、段差の解消など実施している。

2、歩道の整備にあたっては、段差の解消や点字ブロックを整備していくとともに、町民等の理解と協力を仰ぎ、路上看板や放置自転車などの障害物の除去に努めていく。



点字ブロックが整備されている町道

高齢者保健福祉計画 見直されたが問題点・改善点は 介護保険事業計画

利用者負担額減免措置事業の実施を検討

越川議員 福祉問題について 次の点を伺う。

- 1、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画が平成14年度に見直されたが、問題点は何か。また、改善された点は何か。
- 2、指定介護老人福祉施設入所についての評価基準内容及び

待機者の状況について

- 3、特別養護老人ホーム等施設整備計画の考えはあるのか。
- 4、介護保険制度に漏れた方の対応と今後の考え方について
- 5、ボランティアの現状と育成はどうしているのか。また、人材活動について。



5年を1期として3年毎に見直される
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

町長

- 1、計画の策定にあたっては、アンケートの結果や委員会等の意見を反映させているが、この内、アンケートでは介護サービスの満足度は高い結果が出ているものの、高齢者の増加に伴う介護給付費や各種福祉施策に要する費用の増加、核家族化に伴う独居老人への対応、特別養護老人ホーム入所待機者の増加等の問題が提起された。

このため計画では、各サービス提供事業者や在宅介護支援センターとの連携強化、情報提供の充実、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額減免措置事業の実施を検討している。今後も財政状況を勘案しつつ、計画の達成状況を点検、評価し、円滑で確実な実施に努めていきたい。

者の入所順位を決定している。入所評価基準は本人の要介護度、居宅サービスの利用状況、介護者の介護力等を点数化するものである。

- 2、従来は申し込み順であったが、入所の必要性が高い方の問題が生じてきたことから、県では、今年度から各指定介護老人福祉施設で入所検討委員会運営規程を設け入所待機

現在の待機状況は居宅で22名、病院5名、老人保健施設17名、療養型病院4名、グループホーム1名となっている。3、現段階では具体的な特別養護老人ホームの増床計画やホームの建設計画はなく、今後も印旛・山武の広域的な連携の中で対応していきたい。

- 4、介護保険認定者以外の方に ついても一般施策の中で、ホームヘルパー派遣事業、デイサービス事業、ショートステ

イ事業、入浴サービス事業など各種施策を行っている。今後も、施策の継続はもとより、介護予防施策についても計画に沿って進めていきたい。

地福議員 学童保育について、公設に向けての進捗状況及び困難な問題点は何か伺う。

町長 事務処理体制の整備、堀口学園との関係、財源などの面で苦慮しているのが実状であるが、今後も運営面を含めて引き続き、調査、研究していきたい。

いと考えている。

学童 公設に向けての進捗状況及び問題点は 運営面も含めて引き続き調査・研究していきたい



健康増進法は本当に有益なのか

国民保健の向上が図られるものと考えられる

秋本議員 「健康増進法」は

認識しているか。

本当に有益かについて、次の点を伺う。

町長

1、健康は公権力で強制しては

1、健康増進法は、国民が自ら

ならないものであり、法による定義や解釈に馴染むものではない。健康で長く暮らしたい

の意思で取り組み、どうすれば元気で長生きできるのか、健康に関する正しい情報や事業に積極的に目を向け、自らが実行していくことを基本的

か、あるいは多少不健康で寿命を縮めることがあっても、「面白く楽しい人生」を送りたいかは人の人生観に拠ること

な考えとして国民の健康増進の総合的な推進事項を定めているものであり、この法律の目的をもって国民保健の向上が図られるものと考えらる。

2、「健康ビジョン」のような強制力のない町としての目標を設置するのと、「健康増進法」は質が違つが、この点 如何

2、「健康ビジョン」は、今後のまちづくりに強く求められている、全ての町民が健やかで

が大きいが如何認識するか。

目的をもつて国民保健の向上が図られるものと考えらる。

2、「健康ビジョン」のよう

2、「健康ビジョン」は、今後の

制力のない町としての目標を設置するのと、「健康増進法」

2、「健康ビジョン」は、今後の

は質が違つが、この点 如何

2、「健康ビジョン」は、今後の

乳幼児医療費 手数料を町で助成すべきでは

町独自の助成に乗せは考えていない

地福議員 乳幼児医療費につ

行っているの、現段階では町

いて、手数料200円を町で助成し、子育て支援を図ることに

独自の乳幼児医療費助成の上乗せ等は考えていない。

について伺う。

町長 県の基準に従い助成を

国保税が支払えない世帯への対応は 医療受給に支障のないよう対応している

心豊かに生活できる活力ある社会、「健康なまち・酒々井」の実現のため、住民参加により取りまとめられた諸提言に基づきながら策定している。今後も町民一人ひとりがそれぞれの立場から、生き生きと楽しみながら健康なまちづくりに参加できる環境の整備に努めていく。

竹尾議員 国民健康保険につ

いて、次の点を伺う。

1、長引く不況等の影響で、

国保税が払えない世帯が増えているが、

当町の実態について。

2、市町村の国保事業は財政的に極めて危

機的な状況にあり、緊急の

建て直しが求められている。

その最大の原因が1984年の国庫負担率の切り下げにある。そこで次の点を伺う。



被用者保険制度との早期一元化が望まれる国民健康保険

国庫負担比率を元に戻すべくと思つが、如何か。

平成14年度の決算の見通しについて。

2年連続値上げしたが来年度の見通しについて。

町長

1、高齢者世帯や低所得世帯が増加してはいるが、平成14年度の国民健康保険現年度分の

の収納率は、納期を2回増やし1回あたりの納付額を減らしたことにより、前年度を若干上回る見込みである。しかし、事情により通常納付がで

きない世帯においては、納税相談を行いながら、短期の被

保険者証を交付し、医療受給に支障のないように対応して

いる。

2、制度の抱える構造的な問題が、近年の社会情勢により更に顕著となっていることから、国民健康保険と被用者保険制度との早期の一元化等について、引き続き全国町村会等を通じて国に要望していきたい。

平成14年度の決算見込みでは、医療費は前年度と比較すると若干減少している。来年度の国保会計については、被保険者の高齢化や加入者の増加、高度医療の伸展などによる医療費の増加が予想され、近年と同様厳しい予算編成が強いられるものと考え

産 業

米改革大綱に対する考えは

特色ある水田農業を展開していく

竹尾議員 農業問題について、次の点を伺う。

1、米改革大綱は米の生産を需給 価格の両面で全面的な市場原理にゆだねるものであり

「国産米の安定供給を」という国民的な願いを真つ向から踏みこむものである。

このよつな改革大綱について町長は、今でも「真にやむを得ない」という考えであるのか。

町の農業が守れると思つた。国は、市町村へ7月までに「集落ビジョン」を作れといつが当町ではどうなのか。

2、水稲の空散「ヘリ防除」について、農薬法の改正により今後の対応はどのようなのか。

町長 1、この大綱は米をめぐる環境の変化に対して、消費者や市場を重視した考え方に立って需要に応じた米づくりを通じて

SARS対策は

広報等を活用して啓発していく

地福議員 SARSについて、予防と感染者が発生した場合の対策について伺う。

町長 新型コロナウイルス(SARS)については手洗い・うがい・消

毒の3原則が予防につながるものであり、町としては「広報・回覧・ホームページを活用して、引き続き啓発等を行つて

きたい。



特色ある水田農業の展開が期待される

て経営の安定発展を図るものである。

そこで、大綱に基づく新たな政策として特色ある産地づくりを目指した「地域水田農業ビジョン」を策定することになっており、現在内容については関係機関と協議しているところである。これによつて町としても、特色ある水田

農業を展開していきたいと考えている。

2、農薬取締法の改正により、農薬の適用外作物への使用が禁止され、他の作物への影響も考慮する必要があることから、今年度は一部地域の除外や、飛散の少ない無人ヘリコプターでの対応を考え実施することとしている。

道の駅の計画はないのか

活性化の一つの方策と考える

越川議員 産業経済の活性化を図るうえで、道の駅を計画する考えはないか伺う。

町長 道の駅は町の活性化、町農業の向上・拡大を図るうえで一つの方策と考えるが、町の地域性や道路交通状況、観光地としての適正等を含めて十分検討していく必要があると認識している。



都市近郊型農業に取り組む花卉園芸農家

雇用

高齢者事業団をシルバー人材センターに発展させては

当面は高齢者事業団を支援し実績を上げる

原議員 シルバー人材センターの立ち上げに対する行政としての積極的支援の有無と担当による調査検討状況について、次の点を伺う。

1、団塊の世代の高齢社会への突入を目前に控えた状況の中で、どの程度支援される方向性があるのか。

2、福祉課と商工観光課が連携して調査検討されると伺っているが、現在までの調査内容について。

3、高齢者事業団をシルバー人材センターとして発展、展開させる推進方法について。

町長 現在、高齢者事業団はきれいなまちづくり事業など、年間約2,900日活動されている。シルバー人材センターの立ち上げには、事務所の設置や作業所施設、備品の確保などのほか、事務局職員や運営経費が必要となる。これらの財源を確



一層の整備推進が待たれる県道富里酒々井線

都市基盤整備

保するためには、法人格を取得し、国庫補助金を受けることが不可欠となり、法人格の取得に

県道富里酒々井線 今後の見通しは

引き続き県に働きかける

江澤議員 県道富里酒々井線について、次の点を伺う。

1、本年度の計画について。

2、県単事業1割以上カットの中で今後の見通しについて。

町長 県印橋土木事務所によると、財政状況が厳しいため予算が縮小されているが、早期に効果を出せるよう整備箇所を精査しながら事業を進めていきたいとのことである。

東関東自動車道の古沢橋までは、ほぼ用地買収が進み早期拡幅整備が望まれることから、状況を見守り引き続き県に働きかけていきたい。

ネオポリスなどへのスクールバスの乗り入れは

道路幅員やバス駐車スペース等に問題があり困難

平澤議員 馬橋のネオポリスからスクールバス発着所間の町道01-012号線について、次の点を伺う。

1、道幅、カーブの拡張補正について。

2、カーブミラーの設置について。

3、ネオポリスなどへのスクールバスの乗り入れについて。

横断したところまでの路線であって、ほぼ全線にわたり用地が町に帰属されていない未登記路線となっていることから、拡幅等の改良については対応に苦慮しているところである。

今後は、解決方法を検討するとともに、当面はカーブミラーの設置など交通安全施設の充実に努めていきたいと考えている。

教育長

3、ネオポリスへのスクールバスの乗り入れについては検討してきたが、踏切等における幅員やネオポリス内のバス駐車スペース等に問題がある旨の回答をバス会社から得おり、現状では困難と考える。

町長 酒々井駅から成田屋前踏切を



JR南酒々井駅近くの成田屋前踏切

大型車通行規制の状況と改善は

取り締まりの強化を警察に働きかける

岩澤議員 道路問題について 次の点を伺う。

1、大型車通行規制の状況と改善について。

2、町道のセツトバックしたところの整備について。

町長

1、大型車通行規制は大型貨物自動車と大型特殊自動車の通行止め規制であり、これらの道路には規制標識等が設置されているが、完全には守られていないのが現状である。道

路管理者が行えるものには限界があり、取締りの強化を警察に働きかけていきたいと考えている。

2、建築物を建てる際、接する道路の幅員は4 m以上必要だが、特定行政庁（千葉県）が指定したものは、幅員4 m未満であっても道路とみなして

いる。この場合、道の中心線から左右2 mの線を建築基準法上の道路境界線とみなすこととなっている。この部分の土地の用地は基本的には個人の所有で、舗装等の整備には地権者の承諾が必要となり、取扱いは建築物毎に判断しているのが現状である。

今後は、できる限り地権者からの用地の寄附あるいは使用承諾をお願いし、条件が整った部分は整備していきたい。

本佐倉城跡

周辺整備をどのように考えているのか

国・県・佐倉市及び地元と協議を重ね検討する

越川議員 本佐倉城跡と周辺整備について、次の点を伺う。

1、実施計画を策定中と聞いているが、経過について。また、周辺整備をどのように考えているのか。

2、進入路の実施設計は終了しているが、内容について。また、いつ買収に入り整備しようとしているのか。

町長

2、旧国道296号から本佐倉根古谷地区に至る町道の拡幅改良と将来の城跡整備に向けたアクセス道路の整備を併せて実施する目的で、事業量を算出するため、平成7年度から9年度にかけて実施設計を行っている。

これによると、総延長約5

30 m、標準幅員10 m、用地を含めた総事業費は、当時の積算で約3億8千万円であり、町の単独費で賄うことは困難なことから補助事業の可能性を模索していたが、国、県の厳しい財政事情から、期待できない状況にある。

合わせ、13年度に学識経験者2市町の教育長及び国、県の担当者による委員会を組織し、史跡整備の具体的指針となる「史跡本佐倉城跡整備実施計画」を14、15年度の継続事業として策定中であり、これまでに5回開催し、中間報告がまとまり、文化庁と協議を開始するまでに至った。

1、城跡の保存整備事業を佐倉市と共同で進めており、土地の公有化に際しては町が平成14年度にほぼ完了。佐倉市でも15年度に完了が予定されている。

周辺整備については自然環境の保全やインフラ整備等について国、県及び佐倉市並びに地元と協議を重ねながら検討していきたい。

整備計画は公有化の進捗に



大型車通行規制がされている県道宗吾酒々井線



国史跡の指定を受けている本佐倉城跡



議会だよりでは、よりわかりやすく、読みやすい紙面を目指しています。その一環として「議会のことば」や「議会のしくみ」などを随時、紹介していきます。そこで今回は、本会議での流れなど、「町議会の運営」について紹介をします。

町議会の運営

町議会は、毎年3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、必要に応じて特定の事件に限って開かれる臨時会があります。ここでは定例会についてお知らせします。

会期の決定

町議会は決められた一定の活動期間中に、本会議や委員会を開いて議案や請願について協議をします。この決められた一定の活動期間を会期といいます。

会期については、町議会運営上のさまざまな問題について協議をする議会運営委員会にて決定されます。

酒々井町議会の場合、概ね定例会の開会予定日の1週間前に会期が決まります。

会議の流れ

本会議は議会運営委員会にて決定された会期や議案の審査方法（委員会への付託など）をもとに運営されます。

本会議が開会し、議案の説明や質疑、議会としての意思の決定（これを議決と呼びます）を経て、閉会するまでの大まかな流れは次の表のとおりとなります。



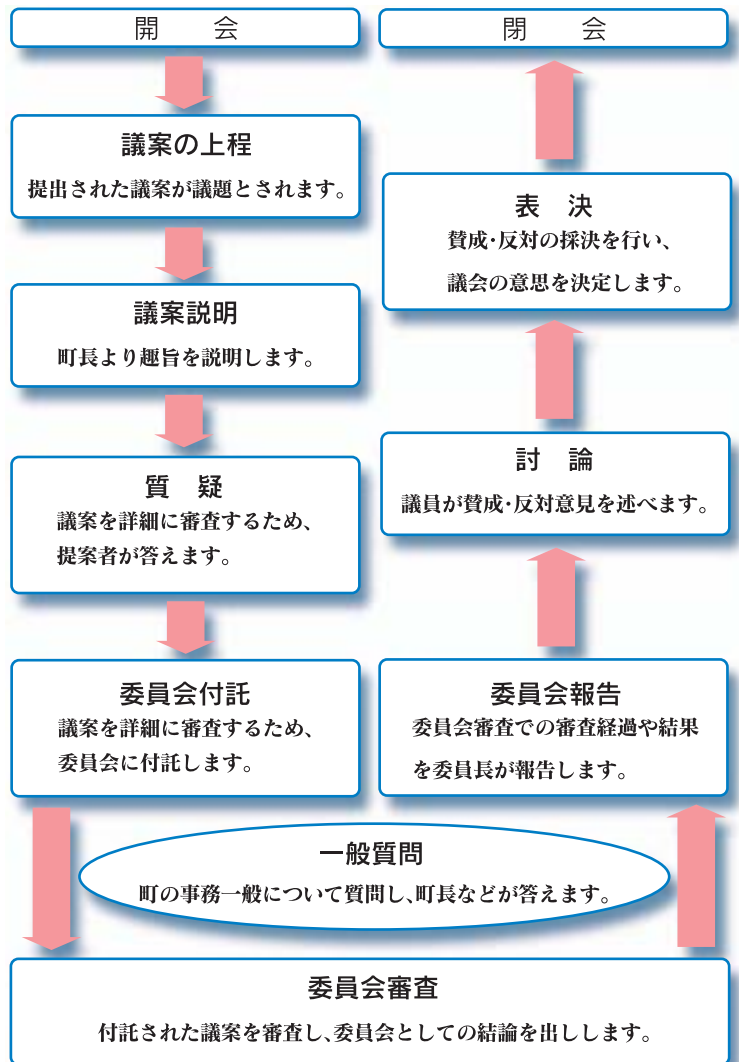
議場 傍聴席

議会の傍聴

本会議は原則的に公開され、傍聴することができます。酒々井町議会の傍聴席は25席で、先着順となっております。

国会や県議会、多くの市町村議会などは議席の後ろに傍聴席がありますが、酒々井町議会の傍聴席は議席の横にあります。より臨場感にあふれた議会を傍聴できますので、皆様の傍聴をお待ちしております。

定例会の流れ (多少変わる場合もあります。)



鳥取県東郷町が来町

当町の健康づくりなどを視察



7月10日に鳥取県東郷郡東郷町議会総務民生常任委員会の委員6名が、酒々井町の「健康づくりと福祉の取り組み」について視察するため来町しました。平成14年3月に策定した「酒々井町健康ビジョン」などを説明し、活発な意見交換が行われました。